

要求水準書 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後
30	1. 設計業務における基本的な考え方 (3) 意匠計画の考え方 オ外構計画	D) 「東大阪市総合雨水対策基本方針」に基づき、雨水流出抑制を行うこと。なお、雨水流出抑制に関しては、本市と協議すること	D) 「東大阪市総合雨水対策基本方針」に基づき、雨水流出抑制を行うこと。なお、 雨水流出抑制に関しては、本市と協議すること
38	1. 設計業務における基本的な考え方 (6) 設備計画の考え方 イ電気設備	E) 受変電設備・非常用発電設備・太陽光発電設備 a. ～ f. (略) g. (略) なお、非常用発電機燃料は、事業者の提案によるが、事前に燃料供給元と供給協議規定を締結することを前提とする。また、複合施設の引渡し後、法定の定期点検等により非常用発電機設備を稼働させた際は、稼働させた都度、事業者の負担で事業者が使用により減少した燃料を補充することとし、災害の発生により非常用発電機設備を稼働させた場合は、市の負担で市が選定した事業者から、使用により減少した燃料を補充することとする。	E) 受変電設備・非常用発電設備・太陽光発電設備 a. ～ f. (略) g. (略) なお、非常用発電機燃料については、 <u>事業者の提案によるが、事前に燃料供給元と供給協議規定を締結することを前提とする。</u> また、複合施設の引渡し後、法定の定期点検等により非常用発電機設備を稼働させた際は、稼働させた都度、事業者の負担で事業者が使用により減少した燃料を補充することとし、災害の発生により非常用発電機設備を稼働させた場合は、市の負担で市が選定した事業者から、使用により減少した燃料を補充することとする。
58	2. 設計業務対象施設に係る要件 (4) 諸室ごとの要件 NO. 28 相談室 諸室仕様	・部屋の床や壁等には国産木材を使用すること。 (略)	・部屋の床や壁等には国産木材を使用すること。 (略)
62	2. 設計業務対象施設に係る要件 (4) 諸室ごとの要件 NO. 38 子どもの居場所機能 諸室仕様	(略) ・部屋の床や壁等には国産木材を使用すること。	(略) ・部屋の床や壁等には国産木材を使用すること。
69	2. 設計業務対象施設に係る要件 (4) 諸室ごとの要件 NO. 59 リビング 建築要件 規模	1 室40㎡以上	1 室40㎡ <u>以上程度</u>
74	2. 設計業務対象施設に係る要件 (4) 諸室ごとの要件 NO. 71 リビング 建築要件 規模	1 室40㎡以上	1 室40㎡ <u>以上程度</u>
80	2. 設計業務対象施設に係る要件 (4) 諸室ごとの要件 NO. 89 職員用トイレ 諸室仕様	(略) ・男性トイレには小便器を3つ以上設置すること。 (略)	(略) ・男性トイレには小便器を 3 <u>2</u> つ以上設置すること。 (略)
101	4. 業務内容 (2) 什器・備品等の調達及び設置業務 イ	(略) なお、リース方式による調達は認めないものとする。	(略) なお、リース方式による調達は <u>認めないものとするも認める。</u>
101	4. 業務内容 (3) 開業準備期間中の維持管理業務 イ	(略) なお、業務に必要となる光熱水費等は、事業者の負担とする。	(略) なお、業務に必要となる光熱水費等は、 <u>事業者市</u> の負担とする。
添付資料11	諸室性能表	—	修正箇所は別表の「諸室性能表（赤字追記・修正）」を参照
添付資料12	什器・備品等リスト	—	修正箇所は別表の「什器・備品等リスト（赤字追記・修正）」を参照

様式集（提案審査） 新旧対照表

赤字 は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後																																																																																		
1	1. 設計業務における基本的な考え方 (3)意匠計画の考え方 オ外構計画	・それぞれのファイルの表紙及び背表紙には、～中略～を記載すること。ただし、背表紙への分類名の記載は、不要とすることでもよい。	・それぞれのファイルの表紙及び背表紙には、～中略～を記載すること。 <u>ただし、背表紙への分類名の記載は、不要とすることでもよい。</u>																																																																																		
38	1. 設計業務における基本的な考え方 (6)設備計画の考え方 イ電気設備	E) 受変電設備・非常用発電設備・太陽光発電設備 a. ～ f. (略) g. (略) なお、非常用発電機燃料は、事業者の提案によるが、事前に燃料供給元と供給協議規定を締結することを前提とする。また、複合施設の引渡し後、法定の定期点検等により非常用発電機設備を稼働させた際は、稼働させた都度、事業者の負担で事業者が使用により減少した燃料を補充することとし、災害の発生により非常用発電機設備を稼働させた場合は、市の負担で市が選定した事業者から、使用により減少した燃料を補充することとする。	E) 受変電設備・非常用発電設備・太陽光発電設備 a. ～ f. (略) g. (略) なお、非常用発電機燃料については、 <u>事業者の提案によるが、事前に燃料供給元と供給協議規定を締結することを前提とする。</u> また、複合施設の引渡し後、法定の定期点検等により非常用発電機設備を稼働させた際は、稼働させた都度、事業者の負担で事業者が使用により減少した燃料を補充することとし、災害の発生により非常用発電機設備を稼働させた場合は、市の負担で市が選定した事業者から、使用により減少した燃料を補充することとする。																																																																																		
2	2. 設計業務対象施設に係る要件 (4)諸室ごとの要件 NO. 28 相談室 諸室仕様	・ファイルの表紙及び背表紙には、事業名、書類名・分類名、入札参加グループ名及び通し番号（正・副の別、及び正本分には1/20、副本分には2/20～20/20）を記載すること。ただし、背表紙への分類名の記載は、不要とすることでもよい。	・ファイルの表紙及び背表紙には、事業名、書類名、 <u>分類名</u> 、入札参加グループ名及び通し番号（正・副の別、及び正本分には1/20、副本分には2/20～20/20）を記載すること。 <u>ただし、背表紙への分類名の記載は、不要とすることでもよい。</u>																																																																																		
様式 J-2	A44セル	<table><tr><td rowspan="3">その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務</td><td>人件費</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>諸経費</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>小計</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">事業期間終了後の引継ぎ業務</td><td>人件費</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>諸経費</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>小計</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務	人件費				諸経費				その他					小計				事業期間終了後の引継ぎ業務	人件費				諸経費				その他					小計				合計					<table><tr><td rowspan="3">その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務</td><td>人件費</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>諸経費</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>小計</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"><u>事業期間終了時の引継ぎ業務</u></td><td>人件費</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>諸経費</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>小計</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務	人件費				諸経費				その他					小計				<u>事業期間終了時の引継ぎ業務</u>	人件費				諸経費				その他					小計				合計				
その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務	人件費																																																																																				
	諸経費																																																																																				
	その他																																																																																				
	小計																																																																																				
事業期間終了後の引継ぎ業務	人件費																																																																																				
	諸経費																																																																																				
	その他																																																																																				
	小計																																																																																				
合計																																																																																					
その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務	人件費																																																																																				
	諸経費																																																																																				
	その他																																																																																				
	小計																																																																																				
<u>事業期間終了時の引継ぎ業務</u>	人件費																																																																																				
	諸経費																																																																																				
	その他																																																																																				
	小計																																																																																				
合計																																																																																					
様式 J-3	A34セル	<table><tr><td rowspan="3">その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務</td><td>人件費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>諸経費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">事業期間終了後の引継ぎ業務</td><td>人件費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>諸経費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td></td></tr></table>	その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務	人件費			諸経費			その他			事業期間終了後の引継ぎ業務	人件費			諸経費			その他			<table><tr><td rowspan="3">その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務</td><td>人件費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>諸経費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3"><u>事業期間終了時の引継ぎ業務</u></td><td>人件費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>諸経費</td><td></td><td></td></tr><tr><td>その他</td><td></td><td></td></tr></table>	その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務	人件費			諸経費			その他			<u>事業期間終了時の引継ぎ業務</u>	人件費			諸経費			その他																																												
その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務	人件費																																																																																				
	諸経費																																																																																				
	その他																																																																																				
事業期間終了後の引継ぎ業務	人件費																																																																																				
	諸経費																																																																																				
	その他																																																																																				
その他、上記の業務を実施する上で必要な関連業務	人件費																																																																																				
	諸経費																																																																																				
	その他																																																																																				
<u>事業期間終了時の引継ぎ業務</u>	人件費																																																																																				
	諸経費																																																																																				
	その他																																																																																				

事業契約書（案） 新旧対照表

赤字は修正箇所

頁	該当箇所	修正前	修正後
目次	1. 設計業務における基本的な考え方 (3) 意匠計画の考え方 オ外構計画	第79条（事業期間終了後の引継ぎ業務）……………31	第79条（事業期間終了時の引継ぎ業務）……………31
38	1. 設計業務における基本的な考え方 (6) 設備計画の考え方 イ電気設備	E) 受変電設備・非常用発電設備・太陽光発電設備 a. ～ f.（略） g.（略）なお、非常用発電機燃料は、事業者の提案によるが、事前に燃料供給元と供給協議規定を締結することを前提とする。また、複合施設の引渡し後、法定の定期点検等により非常用発電機設備を稼働させた際は、稼働させた都度、事業者の負担で事業者が使用により減少した燃料を補充することとし、災害の発生により非常用発電機設備を稼働させた場合は、市の負担で市が選定した事業者から、使用により減少した燃料を補充することとする。	E) 受変電設備・非常用発電設備・太陽光発電設備 a. ～ f.（略） g.（略）なお、非常用発電機燃料については、事業者の提案によるが、事前に燃料供給元と供給協議規定を締結することを前提とする。また、複合施設の引渡し後、法定の定期点検等により非常用発電機設備を稼働させた際は、稼働させた都度、事業者の負担で事業者が使用により減少した燃料を補充することとし、災害の発生により非常用発電機設備を稼働させた場合は、市の負担で市が選定した事業者から、使用により減少した燃料を補充することとする。
17	2. 設計業務対象施設に係る要件 (4) 諸室ごとの要件 NO. 28 相談室 諸室仕様	2 前項による契約不適合の補修、履行の追完請求又は損害賠償の請求は、PFI事業者が契約不適合を知っている場合を除き、本件施設等の引渡しの日から2年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合がPFI事業者の故意又は重大な過失により生じた場合、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の侵入を防止する部分について生じた場合（構造耐力上又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、当該請求のできる期間は、本件施設等の引渡しの日から10年間とする。	2 前項による契約不適合の補修、履行の追完請求又は損害賠償の請求は、PFI事業者が契約不適合を知っている場合を除き、本件施設等の引渡しの日から2年以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合がPFI事業者の故意又は重大な過失により生じた場合、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する本件施設等の構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力上又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、当該請求のできる期間は、本件施設等の引渡しの日から10年間とする。なお、ここにいる「構造耐力上主要な部分」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号の「構造耐力上主要な部分」をいい、「雨水の浸入を防止する部分」とは、建物の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具及び雨水を排除するため建物に設ける排水管のうち、当該建物の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分をいうものとする。
18	（契約保証金） 第46条2項	2 前項の規定にかかわらず、～中略～履行保証保険を自ら締結し、又は建設企業をしてかかる履行保証保険契約を締結させることにより、市は契約保証金を免除する。この場合、PFI事業者又は建設企業は、本事業契約締結日に、～中略～、PFI事業者がこれを負担する。	2 前項の規定にかかわらず、～中略～履行保証保険を自ら締結し、又は落札者構成企業をしてかかる履行保証保険契約を締結させることにより、市は契約保証金を免除する。この場合、PFI事業者又は落札者構成企業は、本事業契約締結日に、～中略～、PFI事業者がこれを負担する。
31	第79条	第10節 業務終了時の措置と引継業務 （事業期間終了後の引継ぎ業務）	第10節 業務終了時の措置と引継業務 （事業期間終了時の引継ぎ業務）